

令和4年5月25日

会 員 各 位

(一社) 長崎県LPガス協会

特定商取引法（クーリング・オフ）の一部改正について（お願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は協会の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年6月1日から消費者からのクーリング・オフの通知が、従来の書面に加え電磁的記録（電子メールの送付等）でも行えるように法律が改正されました。

それに伴い、特定商取引法の契約書面（当協会の14条書面が該当）に電磁的記録でクーリング・オフができる旨を記載することが義務付けられたため、これまでのクーリング・オフの告知文を変更する必要があります。

告知文変更について以下に記載していますので、対応をお願いいたします。

※ クーリング・オフは、お客様と特定商取引法の訪問販売等（訪問及び電話勧誘）で販売契約を行った場合のみに適用となります。

記

【対応等について】

- ① 入居契約時には、お客様に14条書面と併せて新しいクーリング・オフの告知文（以下告知文）の説明を行い、契約書と一緒に保管するようお伝えください。
- ② お客様からクーリング・オフの電磁的記録による対応依頼があった場合は、合理的に可能な範囲で対応してください。（電子メール、FAX等）
- ③ その他、訪問販売等を行った場合など必要な場合にもご活用ください。

【告知文入手方法】

当協会ホームページからダウンロード、印刷してください。

<http://www.lpg-n.or.jp/file.html>

「ファイル格納庫」内にあります。

以上